

一般事業主行動計画

子育てする社員やこれから結婚、出産を控える社員を支援するため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和4年4月1日～令和7年3月31日までの3年間

2. 内容

目標1：育児支援の充実を推進

<対策>

- 令和4年4月～ 企業主導型保育園への入園を検討する社員には、積極的に会社が提携企業となる旨を伝える。
確定拠出年金の会社拠出分は、育児休業中であっても毎月拠出する、
- 令和5年4月～ 慶弔金規定を改定し、出産時のお祝い金の増額をする。
北海道コンピュータ関連産業健康保険組合や共済会のサービスを広く周知し、利用を促進する。
- 令和6年4月～ 令和4年から5年の取り組みを振り返り、有用な支援策を検討、遂行する。

目標2：年次有給休暇取得促進。（全社員が一定日数以上取得するように）
計画期間最終年までに、1人平均8日を超える取得日数にする。

<対策>

- 令和4年 法令で定める5日間の取得を全員が取得する。
 - 令和5年 一人平均7日以上 of 年次有給休暇を取得する。
 - 令和6年 一人平均8日以上 of 年次有給休暇を取得する。
- 上記は、衛生委員会にて、取得状況をモニタリングし、都度対策を遂行する。